

令和6年度 第2回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月1日（木） 午後1時25分～午後3時55分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（2）長崎県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議日程について
（3）中央最低賃金審議会の目安答申について
（4）「令和6年賃金改定状況調査結果」等提出資料について
（5）参考人意見聴取について
（6）事業場実地視察等結果報告について
- 5 審議要旨
 - （1）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

今年度は、長崎県特定最低賃金3業種（「はん用機械器具製造業」、「電子部品製造業」、「船舶製造業」）の全てから改正決定の申し出がなされ、申出書の内容については、要件を満たしていることを説明した。

労働局長から審議会会長あて諮問文を読み上げて、諮問を行った。
 - （2）長崎県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議日程について
資料を配布して、専門部会委員名簿のとおり任命したことを説明した。
また、専門部会は異議申し出にかかる対応が終了した時点で廃止することについて、事前議決された。
第2回本審終了後、引き続き第1回専門部会を開催し、第2回専門部会は8月2日に開催し、第3回専門部会は8月5日に開催する予定とした。
なお、5日の専門部会で結論が出た場合には、速やかに第3回本審を開催し答申をいただく予定とすること、5日の専門部会で結論が得られない場合は、8月6日に改めて第4回専門部会を開催し、結論が出た場合には、8月16日に第3回本審を開催し答申をいただく予定とすることを説明した。
また、8月6日の第4回専門部会において結論が出ない場合には、8月16日に第5回専門部会を開催し、結論が得られた場合には当日引き続き第3回本審を開催し答申をいただく予定とすることを説明した。
 - （3）中央最低賃金審議会の目安答申について
 - ①傍聴者もいる公開の場において、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを放映し、長崎地方最低賃金審議会委員に視聴をしてもらった。
 - ②令和6年7月25日付けの中賃目安答申資料を配布して、内容について説明した。
 - （4）「令和6年賃金改定状況調査結果」等提出資料について
「令和6年賃金改定状況調査結果」による「第4表①」について説明した。
この他、「生活保護と最低賃金」、「基礎調査に基づく未満率と影響率」、各種経済関係資料の説明、紹介を行った。
 - （5）参考人の意見聴取について
労働者側から3団体3名（郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部、日本民主青年同盟長崎県委員会、長崎県労働組合総連合）を参考人として招聘し、各20分間程度意見陳述及び質疑応答が行われた。
また、長崎県知事からの要請書を資料として配布し要旨を説明した。
 - （6）事業場実地視察等結果報告
実地視察事業場及び書面ヒアリング事業場の使用者及び労働者から徴取した調

査票の内容を取りまとめ、事務局より説明した。また、視察に参加した公労使各1名の委員より視察結果報告がなされた。